**平成２４年（再イ）第２１号**

相模原市緑区西橋本５丁目２番14―901号

再生債務者　歌田　　平

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年12月19日

横浜地方裁判所相模原支部

**平成２４年（再イ）第１４号**

富山県砺波市深江１丁目292番地

再生債務者　島　　浩信

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年12月19日　富山地方裁判所高岡支部

## 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２４年（再ロ）第６号**

岐阜県羽島市竹鼻町狐穴1520番地５

再生債務者　岡部　一成

1　決定年月日時　平成24年12月19日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年１月９日まで

4　一般異議申述期間　平成25年１月23日から平成25年１月30日まで

岐阜地方裁判所

**平成２４年（再ロ）第１８号**

愛知県春日井市妙慶町３丁目66番地４

再生債務者　足立　葉子

1　決定年月日時　平成24年12月18日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年１月15日まで

4　一般異議申述期間　平成25年１月22日から平成25年１月29日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（再ロ）第５４号**

大阪市東住吉区山坂２丁目５番10号

再生債務者　横川　智史

1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年１月15日まで

4　一般異議申述期間　平成25年１月18日から平成25年２月１日まで

大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（再ロ）第６０号**

大阪市平野区加美正覚寺４丁目４番１―303号

再生債務者　園田　俊高

1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年１月15日まで

4　一般異議申述期間　平成25年１月18日から平成25年２月１日まで

大阪地方裁判所第６民事部

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２３年（再ロ）第７号**

川崎市宮前区馬絹2006番地１　ドゥメイン宮崎台205

再生債務者　境野　信一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年１月８日まで

平成24年12月18日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（再ロ）第２号**

三重県志摩市阿児町神明150番地８

再生債務者　谷口　澄代

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年１月９日まで

平成24年12月19日

津地方裁判所伊勢支部再生係

**平成２４年（再ロ）第１５号**

愛知県津島市中一色町弥六山234番地

再生債務者　遠藤　　悟

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年１月11日まで

平成24年12月18日

名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（再ロ）第５９号**

大阪市大正区三軒家東４丁目８番４―508号

再生債務者　宮渕　尚哉

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月10日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年１月15日まで

平成24年12月18日

大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（再ロ）第６号**

奈良県香芝市別所71番地15

再生債務者　オレンジネットこと　田路　　章

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年１月15日まで

平成24年12月18日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２４年（再ロ）第２号**

広島県呉市安浦町安登東６丁目10番10号

再生債務者　小竹真由美

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月17日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年１月16日まで

平成24年12月19日　　広島地方裁判所呉支部

## 会社公告

**合併公告**

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は平成二十五年四月一日であり、甲は農業協同組合法第六十五条の二第一項に基づき総会決議を経ずに理事会において合併を決議し、乙は平成二十四年十二月十九日に総会決議を終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、農業協同組合法第六十五条第四項において準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、同項の規定に基づき、左記組合の主たる事務所に備え置いております。

平成二十四年十二月二十八日

福島県白河市表郷金山字長者久保二番地

（甲）東西しらかわ農業協同組合

代表理事組合長　鈴木　昭雄

福島県東白川郡塙町大字塙字材木町七二番地の一

（乙）東白養蚕農業協同組合

代表理事組合長　船木　彦助

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）とも

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十二月十七日

掲載頁　八十八頁（号外第二七三号）

平成二十四年十二月二十八日

東京都中央区銀座二丁目六番四号

（甲）株式会社神奈川メッセ

代表取締役　宮本　君夫

東京都中央区銀座二丁目六番四号

（乙）株式会社北関東メッセ

代表取締役　宮本　君夫

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）とも

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十二月十七日

掲載頁　八十八頁（号外第二七三号）

平成二十四年十二月二十八日

東京都中央区銀座二丁目六番四号

（甲）株式会社城東メッセ

代表取締役　宮本　君夫

東京都中央区銀座二丁目六番四号

（乙）株式会社神奈川メッセ

代表取締役　宮本　君夫